

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2015/8/12

第16号

戦争法推進の安倍内閣は退陣せよ

共同代表・弁護士 中谷雄二

衆議院での強行採決の後、安保関連法案（戦争法）は参議院で審議されている。審議の過程で、現在の安倍政権の考えが一層明らかになってきた。磯崎首相補佐官は、講演で

「法的安定性は関係ない。必要性が問題だ」と語った。憲法や法律によって行政を司るということを否定し、法治主義自体を不要なものとする考えを、この発言は示している。

国会審議は、いかなる法律を作るかを議論する場である。そうして国会が定めた法律に従って行政が行動する、というのが法治主義である。ところが今の国会審議では「法

律上の縛りはない」「政策判断としてはやらない」「総理である自分が言うのだから間違いない」などという答弁が繰り返されている。行政の行動を律するはずの法律には何の縛りもなく、その時々

の政策判断によって適用が変わると自認しているのである。法や憲法を重視しない安倍政権の姿勢はこれらの発言に止まらない。根底にあるのは、軍事力行使については政府や現場の自衛隊の判断に任せろ、法律でその行動を縛ることは認めない、という発想である。

目先の必要性や軍事的合理性を優先して失敗したのが戦前日本ではなかったか。軍部が独走し日本を破滅の淵に追い込んだのではなかったか。安倍政権とそれを支持する勢力は、戦前の日本の失敗から何も学ばなかったのだろうか。それとも「アメリカと対決したから失敗した、今度はアメリカに従属するから失敗しない」とでも考えているのだろうか。

政府は参議院段階で、中国の脅威と日米同盟による抑止力の強化を強調しはじめた。すなわち、わが国が中国による軍事的攻撃の危機にさらされており、中国を抑止するために米国との軍事同盟を固める必要がある、新ガイドラインと戦争法制は、そのためのものだといっているのである。

しかし、新ガイドラインとその実現のための戦争法の内容は、わが国の防衛力を強化するものではない。中東をはじめ地球のどこでも米軍と一緒に軍事行動をすることを約束する一方、日本が武力攻撃された時の米軍の日本防衛の義務を軽減するのが、今回の戦争法の構造である。中国脅威論と新ガイドラインや戦争法とは無関係である。それとも、「これだけ尽くせば、恩義に感じて米国は日本を守ってくれる」とでも思っているのだろうか。

規範論でも必要性論でも、安倍

政権の論拠は破綻している。そして、ついには防衛大臣が、「核兵器もミサイルも「武器」ではない」と答弁した。戦争法が成立し、政策判断さえ変えれば、核兵器の輸送も供給（「弾薬」として他国に提供できる）との答弁も可能だといっているのである。時の政権の判断で、核戦争の遂行に加担することも可能になる法律なのである。この本質に気づき、国民の声を無視してわが国を戦争国家に変えようという安倍内閣の独裁政治に若者も立ち上がり始めた。お任せ民主主義ではなく、自らの意見を表明しようという運動の高まりは、国民が観客ではなく、主権者としての自覚に基づく行動である。国会内での多数を背景に強行採決を繰り返すならば、自民党、公明党は手痛いしっぺ返しを受けるであろう。参議院での強行採決を許さず、衆議院での再議決もできない状況を作り、戦後最悪の安倍内閣を打倒するためにこの夏、全力で闘う時である。

秘密保全法に反対する愛知の会

【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp

【TEL】 052-910-7721

【FAX】 052-910-7727

【facebook】 https://www.facebook.com/nohimityu

【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu_control

6/30 「日本の外交を考える」

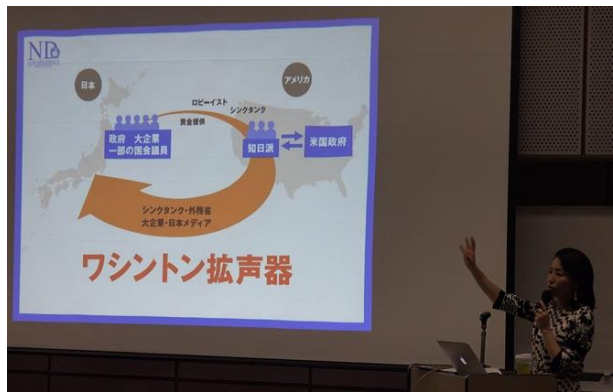
集団的自衛権から沖縄問題まで」報告

会員 久富恵雄

6月30日、新外交イニシアティブ（ND）事務局長の猿田佐世弁護士を講師に学習会を行いました。辺野古新基地建設を止めるための沖縄訪米団のコーディネーターを務め帰国されたばかりの猿田さんとあってY WCAビッグスペースが満員となる150名以上が集まりました。

ワシントンには「ミニ永田町」といえる日本人と何人かのアメリカ人による日本コミュニティがあり、集団的自衛権などの日本の政策を議論していた。そこでの決定が「アメリカ様」の意見として日本に跳ね返ってきている。鳩山政権当時、沖縄に新基地は作らせない、という首相の声をワシントンに伝える日本人は皆無。それどころか現地の日本官僚は民主党政権の悪口ばかり。結局首相は退陣に追い込まれた。

日米外交の問題



日米外交では、日本政府、大企業、一部の国会議員が、対日政策に影響をもつわずか5人〜30人程度の「知日派」にお金や情報を提供し、政策を後押ししてもらっている。例えば、原発の再稼働が必要だ、と経団連が自分で言うのではなく、アメリカのシンクタンクに書かせることで、「ワシントン発」の情報となり、「アメリカもこう言っている」

と拡声器のように日本の政策を後押ししている。こういう外交ルートを外務省が牛耳っている。首相も国会議員も自前のパイプを持っていない。訪米しても、外務省にアポイントを一任しているので、原発反対派の議員らとの面談日程を組んでもらえない。

既存の外交ルートを使える人は限られている。別の外交を作るのには言語や文化の問題があるが、可能性はある。例えば、米下院議会のアジア問題の担当委員長は、沖縄は人口20000人程度だから、100万人もいるなら辺野古に空港ができれば便利、程度の認識だった。ところが、沖縄問題をゼロから説明したところ、その委員長は関心を示し、来日したうえで「島民に耳を傾けるべき」と記者発表してくれた。外務省はこれまでどんな情報を与えていたのか。がっかりと同時に、外務省の日米外交とは違うルート、違う観点なら可能性はあると感じた。

沖縄の問題

今年5月末から6月、沖縄の声を伝えようと翁長沖縄県知事、糸数議員らに同行して訪米し、有力者に会いシンクタンクを訪問した。アメリカ議会で審議中の2016会計年度国防予算に関わる国防権限法案にある「辺野古が唯一の選択肢」という記載を外すべく、本当に沖縄しかないのか疑問である等、沖縄の立場と考えを議員たちに説明した。

今後につなげる

外交は手の届かないものに見える。しかし「日本」という限られたキーワードではなく、例えば女性の権利、環境、子どもの権利などの観点でのパイプは可能。保守派でも財政難から在日米軍基地に消極的な人もアメリカにはいる。色んなパイプを作り、仲間がいるはずの国に多くの情報を届け、対話し、相互理解のもと一緒に活動していきたい。

** 感想 **

憲法を守り民主主義を維持し、戦争を防ぐため、猿田さんたちと連携しながら、安倍政権の間違いを正していく活動を続けていきたい。

6/14 愛知県弁護士会・ 集团的自衛権行使のため の違憲立法に反対する愛 知大集会・パレード

6月14日、愛知県弁護士会主催で、表記のタイトルの集会・パレードが白川公園で開催されました。

森英樹さん（名古屋大名誉教授）、飯島慈明さん（名古屋学院大准教授）、原真理子さん（看護師）、浅野泰正さん（歯科医師）、石川勇吉さん（住職）により、様々な立場から戦争法制反対のリレートークが行われました。その後、矢崎暁子さん、安井一大さんら若手弁護士が、漫才で戦争法案に対しツッコミを入れました。川上明彦会長から「憲法学者の違憲発言で潮目は変わった」との挨拶がなされ、パレードに出発しました。パレード中は、「違憲立法に異議あり！」などのコールを叫びました。今回、弁護士270人、全体で4000人も参加がありました。また、衆議院議員の古川元久さん、近藤昭一さん、本村伸子さん

も駆けつけました。報道インタビューを受けた中谷雄二共同代表は、一人一人が声を上げることの重要性を訴えました。今こそ政府を追い込むべく皆で一致団結すべき時です。



国会包囲デモ報告

7月14日、「戦争法案廃案！強行採決反対！7・14大集会」と国会包囲デモに参加しました。名古屋からの参加者とともに日比谷公園に向かうと、中電前金曜行動で知り合った虫明さんに出会い、日比谷野外音楽堂2列目に、近森・木村・林・虫明・武藤の5名で陣取りました。持参した幟や抗議幕を掲げて、開会を待ちました。会場からは人があふれ、会場に入れなかつた方々は続々と国会に向かいました。

集会は「SKi・制服向上委員会」という中高生アイドルグループ5人の歌声から始まりました。ベートベン『第9』の曲にのせて平和憲法の大切さ、沖縄基地要らぬと歌い上げ、自民党やめよ！と強烈なメッセージを発信しました。彼女たちの持ち歌『諸悪の根源 自民党』に対する自民党議員の圧力、これをはねかえしたいきさつを聞きました。私たちは感動で涙してしまいました。

佐高信さん（総がかり行動実行委員会）、佐藤学さん（安全保障関連法案に反対する学者の会）、枝野幸男議員（民主）、山下芳生議員（共産）、福島瑞穂議員（社民）、主濱議員（生活）、落合恵子さんらから、力を込めた決意と呼びかけが続きしました。私は初めての経験で大きな励ましを受けました。参加者は2万人超。

デモ隊のコールが夜空にこだまし、集会後は国会に向けて切れ目ないデモが続きました。（武藤）



7/1・7/14・7/29
安倍内閣の暴走を止めよ
う！共同行動デモ

7/29 の集会・デモには、猛暑の中
2000人超が集まり、「安倍やめろ」「憲
法守れ」のバナーを掲げました。



今年3月末「戦争法案反対！普天
間基地撤去！辺野古新基地建設中
止！」を求めて始まった「安倍内閣
の暴走を止めよう！連続行動実行
委員会」が、「共同行動実行委員
会」に発展し、民意を文字通り暴力
によって踏みこむ安倍内閣の暴
走を止めるべく活動を続けていま
す。7月1日には1300人、7月
14日には1500人、7月29日に
は2000人超が集結。8月26日
には、18時30分から若宮大通公
園・ミニスポーツ広場で集会とデモ
が予定されています。

8/2怒れる女子デモ
第2弾！

「怒れる女子デモ」第2弾は
「光の広場を怒りの広場に！」が
テーマ。連日猛暑が続く中、どれ
だけ人が来てくれるか心配でし
たが、午後3時前から赤い服でバ
ツチリ決めた女子や男子が集ま
り始め、集会では、政治に目覚め
た20代女子や戦争体験者のスピ
ーチ、詩の朗読や、アベ政権をキ
ョーレツに皮肉った替え歌でポ
ルテージも急上昇。そして三線の
調べに乗せた全員合唱とアベ総
理への引導の言葉で集会を締め、
デモ出発の頃には人数も500
人近くに膨れ上がっていました。
組織の人間としてではなく肩書
もない同じ地平に立つ一人一人
の個人として、「戦争ダメ！」の
意志を等身大で表現する女子デ
モ。暑かったけれど楽しかった
わ。アベ政権が暴走やめないな
ら、第3弾いくわよ。(安楽)



一人立ち、しませんか



イベント会場の案内人が大きな
看板を掲げ、無言でイスに座ってい
る姿にヒントを得ました。愛知県庁
前や金山駅前で「集団的自衛権の容
認絶対反対」の看板をポールに固定
して掲げひとりで座り込みました。

私は1945年の敗戦直後の生ま
れ。「戦争を知らない世代」です。定
年退職後は愛知健康センターでボラ
ンティアをしています。労働法制の根
こそぎ改悪は戦争準備としか思えま
せん。安倍政権「戦争法」はどうして
も潰したい。・・・黙って座っている
だけの抵抗です。

最初の1時間はスマホでゲームを
しましたが、これではいかん！真剣さ
が大切だと思いい顔を上げ、歩行者の目
を追いかけました。

挨拶してくれる人、握手してくれる
人、あめ玉をくれた人、老若男女の行
き交う人の中で裁判官経験者を名乗
る猪瀬俊雄弁護士から声をかけて頂
きました。恵庭事件やもんじゅ事件、
川内原発などを担当したそうです。平
和が大切と春日井九条の会にも関わ
っているそうです。安倍政権を憂いて
いました。初日は20人、2日目は14
人・・・と多くの励ましを受けました。
見て見ぬ振りする人も多いのに、これ
ほど関心を示してもらえてよかったです。
ひとりでもできることを続けたい
と思います。(鈴木明男)

7/21 「派遣から派兵へ」自衛隊イラク派兵から集団的自衛権を考える学習会」に参加して

事務局次長 弁護士 青木有加

7月21日、安倍内閣の暴走を止めよう！共同行動実行委員会が開催した表記の学習会に参加しました。

2008年4月17日、名古屋高裁は、イラク特措法に基づく航空自衛隊の空輸活動について、活動範囲を「非戦闘地域」に限定した法2条3項に違反する、上記空輸活動が「武力行使」の禁止を定めた憲法9条1項に違反すると判断しました。

◇田巻紘子弁護士のお話◇

当時日本政府がイラク戦争を支持した理屈（日本が石油を依存する地域の安定）は、中東からの原油輸入が途絶え国内で物資や電力が不足した場合も「存立危機事態」とする安倍首相の理屈と重なります。

判決は、戦闘終結宣言後も実際には戦闘が続いていたこと、国際法上使用禁止のナバーム弾、化学兵器を

米軍が使用したこと、航空自衛隊が武装された米兵を輸送したこと、イラク出発前に硫黄島でフレア（火炎弾）訓練を実施し、実際にバグダッド空港でフレアが自動発射されたこと、を認定しています。

日本の行政・立法は検証を行っていません。第一次安倍内閣の時期に輸送活動は行われましたが、反省がありません。事実から離れて戦争や平和を語れません。判決はまさに違法性を判断する部分で、違憲との判断を下したものです。

◇中谷雄二弁護士のお話◇

憲法9条1項は武力行使禁止を、同9条2項は戦力不保持、交戦権否認を規定しています。砂川判決の頃の第一期の平和訴訟では、米軍駐留の「戦力（憲法9条2項）」か、を問うていました。

従来政府の見解は、国家の存立が

人々の人権の前提であるとして、自然権として個別的自衛権を合憲としました。日本が攻められたときだから、と個別的自衛権を肯定し、海外出動はできないとしました。

イラク訴訟判決は、他国の軍隊と一体となる海外活動は憲法9条1項に違反する、平和的生存権を全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能にする基底的権利である、と判断しました。そして、憲法9条違反の行為により個人の生命や自由が侵害される場合や、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担、協力を強いられる場合には、平和的生存権の自由権的側面の表れとして、差止請求や損害賠償請求等により救済を求めることができると判断しました。

戦争法制批判において大事な視点は、①必要性②憲法論③閣議決定による憲法解釈の変更・一括審議・強行採決といった手続論です。①については、最新の日米ガイドラインが、日本の義務を拡大しているという視点が重要です。政府はその必要性を何ら説明していません。

◇感想◇

劣化ウラン弾などで癌になったこともたち、化学兵器が原因とされる神経症状にり患した人々、大変厳しい生活、戦闘終結宣言後にも続いた戦闘。空爆とゲリラの反撃で憎しみが広がる様を、この日上映された映像は訴えていました。安保関連法案が通ると、私たちは世界中で起こされている戦争に加害者として加担することになります。日本国憲法前文第2段には「日本国民は、恒久の平和を祈念し、・・・われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあります。事実を検証し、日本は国際社会でどのような役割を果たすべきか、考えさせられます。



戦争法案「言いつたこと」あれこれ

会員 酒井健次

「積極的平和主義」

安倍首相は、集団的自衛権の行使は「積極的平和主義」を進めるものだと言った。軍事力・行動の拡大によって『抑止力が高まり』より確実・積極的に平和が実現されるという理屈のようです。しかし、本来「積極的平和」は、平和学者ヨハン・ガルトウングという人が提唱したもので、「貧困や抑圧、差別など構造的な問題がなくなる状態のこと」だそうです。軍事力の強化、派兵によって、この定義に合致するとは、安倍文学でしょうか？

「集団的自衛権」について

岸信介首相（当時）の見解

1960年2月、時の首相岸信介氏は衆議院本会議で、こう述べました。「集団的自衛権という観念につきましては、（中略）、広狭の差があると思います。しかし、問題の要点、中心的な問題は、自国と密接な関係にある他の国が侵略された場合に、

これを自国が侵略されたと同じような立場から、その侵略されている他国まで出かけて行ってこれを防衛するということが、集団的自衛権の中心の問題になると思います。そういうものは、日本国憲法においてそういうことができないことはこれは当然。・・・この答弁を孫は踏みつけにしています。

安倍政治は

民意に反することばかり

改めて、並べてみましょう。「秘密保護法」「原発再稼働」「原発輸出」「労働者派遣法と労働基準法改悪」「辺野古新基地建設」「TPP」「新国立競技場の無駄」「武器輸出3原則廃止」、まだまだあります。そして言うまでもなく「安保法制の衆議院強行採決」、その前に「立憲主義破壊、憲法破壊」。自民党高村副総裁は「支持率を犠牲にしても安保法制の成立を

期すべき」と、国民意見をまったく無視することを『堂々』と宣言。完全にアメリカのポチになったことを隠そうともしない売国ぶりです。

機雷掃海とホルムズ海峡

ホルムズ海峡は、ペルシャ湾とオマーン湾をつなぐ海峡で、この海峡を通じて、日本の輸入原油の約80%が運ばれています。これを理由に政府は、ホルムズ海峡の機雷封鎖は「存立危機事態」だから、日本は機雷掃海する、と説明しています。しかしホルムズ海峡の幅は狭い所では、わずか33 km。全域がイランとオマーンの領海です。領海ですが国際航路として無害通航が認められており、機雷封鎖などは国際法上戦争行為。当然、世界中を敵に回すこととなります。その上、封鎖すればその国自身の原油輸出にも大きな障害となります。武力紛争に発展しかねないとみられていたイランの核疑惑については、今年7月13日に米英仏独露中の6カ国との間で合意ができました。「ホルムズ海峡機雷封鎖」は現実性を失っています。

砂川事件最高裁判決

砂川事件最高裁判決は、東京の砂川町にあった米軍基地の拡張反対運動の中、デモ隊の一部が基地の敷地内に数メートル立ち入ったという事件の有罪無罪を巡って1959年に出された判決です。

外国軍を駐留させる旧日米安保条約の合憲性が争点となったこの事件で、最高裁は、「国の存立を全うするために必要な自衛の措置を取りうる」と述べました（それゆえ「一見極めて明白に違憲とまではいえな」としたものの、結局、高度に政治的だとの理由で旧安保条約が合憲か否かの判断はしませんでした）。

この砂川判決をもちだして自民党の高村副総裁は「最高裁は個別的、集団的を区別しないで自衛権を認めている」として、「集団的自衛権の限定容認が合憲である根拠足り得る」と主張しています。しかし、ほとんどの専門家は、砂川判決では日本の武力行使について全く問われておらず、合憲論の根拠足り得ないと指摘しています。

戦争法案 安倍内閣の「丁寧な説明」

戦争法案に関する安倍内閣の「丁寧な説明」を、ダイジェストでどうぞ。

集団的自衛権の行使の判断基準はあるの？

【安倍首相】

その判断は、そのときの政府が総合的に判断する。法律事項において自動的に決められるということではない。ちゃんとした法律を用意して



いても、能力のない政府であつては当然正しい判断はできない、残念ながらそれはできない。(6/26・衆院特別委)

アメリカにサイバー攻撃が行われた場合でも、日本は集団的自衛権で武力行使するの？

【井坂信彦・維新】

アメリカは、サイバー攻撃を自国が受けた場合、相手国に武力行使を含むあらゆる措置を講じる権利があると言っている国。アメリカが、武力攻撃ではなく、ウイルスが送られてコンピューターシステム

ムが壊されるなどのサイバー攻撃を受けた場合でも、日本が集団的自衛権を行使する可能性は、場合によってはあり得るということなのか。

【中谷防衛大臣】

他国に対する

武力攻撃が行われて、その一環



としてサイバー攻撃が行われた場合にあつても、新三要件を満たす場合は我が国としては武力の行使を行うことができるということではないです。(6/26・衆院特別委)

戦闘機への給油は「一体として武力行使している」「一体にならないの？」

【本村伸子・共産】

燃料なしに戦

闘機は飛べないし、爆撃にも行けないというのは当たり前のこと。これを武力行使と一体じゃないと言うから、事はおかしくなる。例えば、日本を攻撃しようとしているA国の戦闘機にB国の軍隊が給油をして、A国の戦闘機が日本を爆撃した場合、岸田大臣は、A国とB国は一体だと考えるか。

【岸田外務大臣】

武力の行使との一体化の議論は我が国の憲法の要請に基づいて議論を行うものであり、我が国固有の議論。これは国際法上の概念ではない。A国、B国、国際社会に日本国憲法の概念を当てはめるのは困難。(7/1・衆院特別委)

外国軍のために運んだり提供したりしようとしている「弾薬」って何？

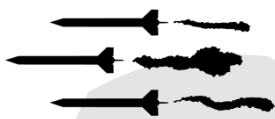
【中谷防衛大臣】

提供予定はないが

手りゅう弾、ミサイル、劣化ウラン弾、

クラスター爆弾、化学兵器も核兵器も条文上は「弾薬」。(8/3)

8/5・参院特別委。福島瑞穂・社民らの質問に答えた。



【安倍首相】

他国の領海、領土、領空に入つて武力の行使をする、武力の行使を目的に他国の領土、領海に入つていく、一般にこの海外派兵は必要最小限度を超えると、憲法によって禁じられているというところは今まで申し上げているとおり。

【小川敏夫・民主】

憲法で違反

だからできないと言っていることが、何でこの法律の要件に合致すればいいのか。憲法より法律の方が上なんですか。

【中谷防衛大臣】

他国の領土、

領海、領空内におきましては、



まさに一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと解されているわけですが、この三要件の論理に必然的に導かれて、従来と同様の範囲で認められるということ。(7/28・参院特別委)

憲法違反だと首相が説明していることが、どうして「新三要件」に当たればできるようになるの？

筋トレゼミやりました！

戦争法案を考えるにあたって、前提にある様々な制度や基本理念を改めて勉強して議論しよう！と、全3回のその名も「筋トレゼミ」を行いました。いずれも30人前後が参加しました。

第1回（5/27）

そもそも憲法・国連憲章

憲法や国連憲章の基本を報告した後、ディスカッション。「平和・自由・安全のためには武装が必要」という意見に対して、どう答える？ということが話題になりました。「個人の自由なくして平和なし。本格的に戦闘をしてなければ独裁国家でもいいの？」「軍事力で守られる『平和』とは何か。①差別や貧困のない（本来の意味での）積極的平和、②外交などを主な手段として保っている平和、③軍事力の均衡という平和が区別されていないのでは。安倍首相の言う『平和』は③」などの意見が出ました。

第2回（6/1）

日米安保条約・日米ガイドラインの変遷

ドラインの変遷

戦争法案に先立ち4月に改定された「日米新ガイドライン」。アメリカにどんな約束をしてきたのか、参加者で実際に読んでみました。「日米の軍事協力の中身が、法案よりわかりやすい」との意見多数でした。「改訂新ガイドラインには『武器の供与』まで入っている」「後方支援の内容はいろいろ列挙した後、必ず『これに限らない』と書いてある」「1997年ガイドラインにはあつた日本に対する武力攻撃があつた場合のアメリカの『機動打撃力』の使用を伴うような作戦を含め」た行動という言葉が削られている」など多くの発見。「アメリカに日本を守ってもらうために一層の協力が必要？」という意見に対しては、「アメリカには基地提供に加え、思いやり予算、さらに基地外住宅、土地の使用料など全体で年6000億円を超える金を出してきた」という重要な指摘もなされました。

第3回（6/11）

「安保関連法案」

最終回は、戦争法案の具体的な中身について議論し合いました。「自衛隊法の改正案に国外犯処罰規定がある」との発見。自衛官が海外で「撃て」という命令を拒否した場合に処罰するために新設しようとしている規定です。また、「自衛隊を海外に送るから身を守るために武器使用を拡大すべき？」との意見に対しては、「武器の使用は憲法の理念に反する。戦争しない覚悟・決意をどうするか考えるべき」「武器を持つと使う危険がある。丸腰で赤十字などを着けて行くべき」「外国軍の戦車の防護のために武器を使うというのは、自衛官の身を守るという範疇を超えている」「『武器』といつてもかなりの殺傷能力」「『戦闘が始まったら撤退』という首相の説明は『宿営地防護では他の部隊と共同して武器使用』という条文と食い違う」など様々な意見が出ました。

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動（チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など）は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。（年会費・個人1口1000円、団体1口3000円）

【振込先】郵便振替口座

00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」